



# 長野県報

2月10日(木)  
平成17年  
(2005年)  
第1633号

## 目 次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則（人事活性化チーム）	2
事務処理規則の一部を改正する規則（人事活性化チーム）	2
学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	2
寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3

### 告示

区域の編入に伴う長野県及び木曽郡の人口（情報政策課統計活用室）	3
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害福祉課）	3
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課）	4
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障害福祉課）	5
救急病院等を定める省令に基づく救急病院等の認定（医務課）	5
救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回（医務課）	7
平成8年長野県告示第689号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部改正（水環境課）	7
平成9年長野県告示第123号（長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定）の一部改正（水環境課）	7
国定公園に関する公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（環境自然保護課）	7
昭和56年長野県告示第605号（郷土環境保全地域の指定）の一部改正（環境自然保護課）	7
普通母樹林の指定の解除（森林保全課）	8
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	8
県道路線の変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）	8
道路法に基づく昭和46年3月31日に締結した協定の一部を改正する協定の締結（道路維持課）	9
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）	9
長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部改正（選挙管理委員会）	10

### 公 告

一般競争入札（管財課）	11
特定調達契約に係る一般競争入札（管財課）	11
特定非営利活動法人の設立の認証申請（3件）（生活文化課NPO活動推進室）	12
平成17年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集（農業技術課）	13
都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	16
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築管理課）	16
一般競争入札（2件）（水環境課生活排水対策室）	16
一般競争入札（高校教育課）	17
一般競争入札（産業活性化・雇用創出推進局）	18

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年2月10日

長野県知事 田中康夫

**長野県規則第2号**

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第20の長野県木曾農業改良普及センター南木曾支所の項中「、大桑村及び山口村」を「及び大桑村」に改める。

附 則

この規則は、平成17年2月13日から施行する。

人事活性化チーム

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年2月10日

長野県知事 田中康夫

**長野県規則第3号**

事務処理規則の一部を改正する規則

第1条 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の33の(2)のア中「イ」を「イ及びウ」に改め、同ウを同エとし、同イを同ウとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第17条第2項の規定により行うことができることとされる同法第2条の規定による改正後の薬事法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

第2条 事務処理規則の一部を次のように改正する。

別表第2の33の(2)のア中「イ及びウ」を「イ」に改め、同(コ)を同(セ)とし、同(カ)から(ケ)までを同(コ)から(ノ)までとし、同(オ)の次に次の事項を加える。

(カ) 第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

(キ) 第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出の受理

(ク) 第40条第1項において準用する第10条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理

(ケ) 第40条第2項において準用する第10条の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理

別表第2の33の(2)のイを削り、同ウの(7)中「第2条第1項」を「第44条第1項」に改め、同(イ)中「第2条第2項」を「第44条第2項」に改め、同(ウ)中「第3条第1項」を「第45条第1項」に改め、同(イ)中「第4条第1項」を「第45条第2項」に、「許可証の再交付」を「申請書の受理」に改め、同(オ)中「第4条第3

項」を「第46条第1項」に、「返納の受理」を「再交付」に改め、同(カ)中「第4条の2」を「第46条第2項」に、「許可証の返納」を「申請書」に改め、同ウに次の事項を加える。

(ア) 第46条第3項の規定による許可証の返納の受理

(カ) 第47条の規定による許可証の返納の受理

別表第2の33の(2)のウを同イとし、同エ中「昭和36年農林省令第3号」を「平成16年農林水産省令第107号」第112条に改め、同エを同ウとする。

別表第3の7中「(カ)から(コ)」を「(コ)から(セ)」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年4月1日から施行する。

人事活性化チーム

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年2月10日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第2号**

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の項中「南安曇郡奈川村立奈川小学校」を

「松本市立奈川小学校」に、

「木曽郡王滝村立王滝小学校  
木曽郡山口村立神坂小学校」を

「木曽郡王滝村立王滝小学校」に、

「南安曇郡奈川村立奈川中学校」を

「松本市立奈川中学校」に改め、同表の2級の項中

「南安曇郡安曇村立大野川小学校  
松本市立山辺小学校美ヶ原分校」を

「松本市立山辺小学校美ヶ原分校  
松本市立大野川小学校」に、

「南安曇郡安曇村立大野川中学校」を

「松本市立大野川中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1級の項の改正規定

〔木曽郡王滝村立王滝小学校  
木曽郡山口村立神坂小学校〕を  
〔木曽郡王滝村立王滝小学校〕に改める部分に限る。)は、

同年2月13日から施行する。

義務教育課

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年2月10日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

### 長野県人事委員会規則第2号

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表中

〔木曽郡山口村立神坂小学校 木曽郡山口村大字神坂4,797の230  
飯田市立竜崎中学校 飯田市川路4,370〕

を「〔飯田市立竜崎中学校 飯田市川路4,370〕」に、

〔南信濃村木沢警察官駐在所 下伊那郡南信濃村大字木沢766の1  
山口村神坂警察官駐在所 木曽郡山口村大字神坂4,797の246〕

を

〔南信濃村木沢警察官駐在所 下伊那郡南信濃村大字木沢766の1〕

に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

〔天竜村平岡警察官駐在所 下伊那郡天龍村大字平岡925  
山口村神坂警察官駐在所 木曽郡山口村大字神坂4,797の246〕

を「〔天竜村平岡警察官駐在所 下伊那郡天龍村大字平岡925〕」に改める。

附 則

この規則は、平成17年2月13日から施行する。

人事委員会事務局



### 長野県告示第54号

平成17年2月13日から長野県木曽郡山口村を廃し、その区域を岐阜県中津川市に編入することに伴い、次のとおり長野県及び木曽郡の人口を告示します。

平成17年2月10日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県 2,213,128人  
木曽郡 40,119人

情報政策課統計活用室

### 長野県告示第55号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成17年2月10日

長野県知事 田 中 康 夫

氏 名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
内 場 廉	更科郡大岡村乙265 大岡村診療所	長野市大岡乙265 長野市大岡診療所
唐 澤 善 幸	北安曇郡池田町池田3207-1 安曇総合病院	松本市本庄2-5-1 特定医療法人慈泉会 相澤病院
熊 崎 節 央	松本市本庄2-5-1 特定医療法人慈泉会 相澤病院	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
小 林 潔 子	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院	長野市上野2-477 独立行政法人国立病院機構 東長野病院